

解体工事に伴う石綿含有産業廃棄物の適正処理について

佐賀県 循環型社会推進課

本日の概要

- 廃石綿と石綿含有廃棄物の違い
- 解体工事での取扱い
- 収集運搬時の注意点
- よくある指摘事例

廃石綿と石綿含有廃棄物の違い

廃石綿と石綿含有産業廃棄物とは

廃石綿

- 飛散性が高い石綿を含有する廃棄物。
- 特別管理産業廃棄物に該当。
収集運搬には、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」の許可が必要。
- 廃石綿の例

・吹付石綿	・石綿含有耐火被覆材
・石綿含有保温材	・石綿含有断熱材 等

石綿含有産業廃棄物

- 飛散性が低い石綿を含有する廃棄物。
- 産業廃棄物に該当。収集運搬には、「産業廃棄物収集運搬業」の許可が必要。
- 石綿含有産業廃棄物の例

・石綿含有スレート	・石綿含有サイディング
・石綿含有石膏ボード	・石綿含有セメント板 等

解体工事での取扱い

解体物の取扱いの注意点①(廃石綿)

基本原則

- 石綿繊維を飛散させないこと
- 運搬までの間も飛散防止措置を継続すること
- 他の廃棄物と混ざらないように分別すること
- 解体時における主な措置
 - ・湿潤化
 - ・二重こん包
 - ・運搬時の飛散防止

解体物の取扱いの注意点②(石綿含有産業廃棄物)

基本原則

- 破損させないこと
- 運搬までの間も飛散防止措置を継続すること
- 他の廃棄物と混ざらないように分別すること
- 解体時における主な措置
 - ・破碎しない
 - ・こん包
 - ・運搬時の飛散防止

※石綿含有仕上塗材の除去物は、二重こん包

石綿含有廃棄物等の保管について

- 廃棄物保管場所は、周囲に囲いが設けられ、見やすい箇所に掲示板を設けること。
- 石綿含有廃棄物等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じること。
- 廃棄物の保管の高さは、環境省令で定める基準を遵守すること。
- 他の廃棄物と混合するおそれがないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じること。
- 「廃石綿」を保管する場合は特別管理産業廃棄物管理責任者を置くこと

収集運搬時の注意点

石綿含有廃棄物等の収集運搬について

- 産業廃棄物の収集運搬を業として行おうとする場合、県知事の許可が必要。
- 他の廃棄物と混合しないよう区分して、収集運搬すること。
- 飛散・流出しないようにすること。
- 運搬車両に必要な掲示をすること。
- 必要な書類（許可証の写し、マニフェスト等）を携帯していること。

よくある指摘事例

○ 他の廃棄物と混合

- ・石綿含有廃棄物の分別が不十分のため、他の廃棄物が混入している。

○ 石綿含有廃棄物の破砕

- ・容積を小さくする目的で石綿含有廃棄物の破砕・切断等を行っている。

○ 不適切な者への処理委託

- ・適切な許可を有さない業者に石綿含有廃棄物の処理を委託。(排出者責任)
- ・収集運搬業の許可を有さない下請け業者による収集運搬。

○ 不適切な運搬車両

- ・運搬車両に適切な掲示がなされていない、マニフェストの不携帯等。

まとめ

- ① 区分を正しく把握
廃石綿と石綿含有廃棄物の違い、取扱い方法
- ② 解体後の取扱い
取扱いの注意点、保管する際の注意点
- ③ 運搬から処分まで適正処理
運搬できる者、備えておくべき書類、掲示内容
- 参考資料(環境省)
「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3判)」
(<https://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>)